

## 採点の視点について

議事1(別紙2)

技術提案書目次	記載依頼事項	備考(様式等)	評価基準	採点基準	評価点	加重点	配点
I 書類審査項目							
1 設置趣旨・事業実施計画等							
(1) 設置の趣旨・運営方針	地域包括ケア構築の必要性、センター設置の趣旨や運営方針等について記載してください。	様式第6号 設置の趣旨・運営方針	・センター設置の趣旨や目的を理解し、地域包括ケアの中核機関としての適切な運営方針や評価の仕組みが示されているか	<p>【4~5点】 ・本市にとって有益(※)な提案であれば高いレベルのものとして採点する。 (※)観点 ・基本仕様書に記載する業務以上の取組み及び特出すべき取組みの記載があつているかどうか。</p> <p>【基準点:3点】 ・運営方針等について仕様書に記載する業務内容を実施できる記述がされれば基準点とする。</p> <p>【1~2点】 ・本市の期待を下回る提案であれば低いレベルのものとして採点する。</p> <p>【0点】 ・記述がない場合には「0点」とする。</p>	5	6	30
(2) 事業実施計画	実施計画等を提案してください。	様式第7号-1 介護予防ケアマネジメント等業務	・介護予防ケアマネジメント等業務の取組方針と目標、業務フロー及び評価手法が具体的に示されているか ・自立支援・重度化防止の理念を理解し、普及啓発と実践的具体的な方策が示されているか	<p>【4~5点】 ・本市にとって有益(※)な提案であれば高いレベルのものとして採点する。 (※)観点 ・基本仕様書に記載する業務以上の取組み及び特出すべき取組みの記載があつているかどうか。</p> <p>【基準点:3点】 ・基本仕様書II-1に記載する実施する体制が満たされれば基準点とする。</p> <p>【1~2点】 ・本市の期待を下回る提案であれば低いレベルのものとして採点する。</p> <p>【0点】 ・記述がない場合には「0点」とする。</p>	5	2	10
		様式第7号-2 総合相談支援及び権利擁護業務	・総合相談支援(認知症対策を含む)及び権利擁護業務(虐待防止を含む)の取組方針と目標、業務フロー及び評価手法が具体的に示されているか	<p>【4~5点】 ・本市にとって有益(※)な提案であれば高いレベルのものとして採点する。 (※)観点 ・基本仕様書に記載する業務以上の取組み及び特出すべき取組みの記載があつているかどうか。</p> <p>【基準点:3点】 ・基本仕様書II-2に記載する実施する体制が満たされれば基準点とする。</p> <p>【1~2点】 ・本市の期待を下回る提案であれば低いレベルのものとして採点する。</p> <p>【0点】 ・記述がない場合には「0点」とする。</p>	5	2	10
		様式第7号-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の取組方針と目標、業務フロー及び評価手法が具体的に示されているか ・箇域内の介護支援専門員の資質向上に向け、効果的かつ具体的な支援を行ったための工夫があるか	<p>【4~5点】 ・本市にとって有益(※)な提案であれば高いレベルのものとして採点する。 (※)観点 ・基本仕様書に記載する業務以上の取組み及び特出すべき取組みの記載があつているかどうか。</p> <p>【基準点:3点】 ・基本仕様書II-3に記載する実施する体制が満たされれば基準点とする。</p> <p>【1~2点】 ・本市の期待を下回る提案であれば低いレベルのものとして採点する。</p> <p>【0点】 ・記述がない場合には「0点」とする。</p>	5	2	10
		様式第7号-4 在宅高齢者福祉事業に関する支援業務	・在宅高齢者福祉事業に関する支援業務の取組方針と目標、業務フロー及び評価手法が具体的に示されているか	<p>【4~5点】 ・本市にとって有益(※)な提案であれば高いレベルのものとして採点する。 (※)観点 ・基本仕様書に記載する業務以上の取組み及び特出すべき取組みの記載があつているかどうか。</p> <p>【基準点:3点】 ・基本仕様書II-4に記載する実施する体制が満たされれば基準点とする。</p> <p>【1~2点】 ・本市の期待を下回る提案であれば低いレベルのものとして採点する。</p> <p>【0点】 ・記述がない場合には「0点」とする。</p>	5	2	10
		様式第7号-5 生活支援コーディネーター業務	・生活支援コーディネーター業務の取組方針と目標、業務フロー及び評価手法が具体的に示されているか ・地域課題の把握や、課題解決へ向けた取り組みの手法が示されているか	<p>【4~5点】 ・本市にとって有益(※)な提案であれば高いレベルのものとして採点する。 (※)観点 ・基本仕様書に記載する業務以上の取組み及び特出すべき取組みの記載があつているかどうか。</p> <p>【基準点:3点】 ・基本仕様書II-5に記載する実施する体制が満たされれば基準点とする。</p> <p>【1~2点】 ・本市の期待を下回る提案であれば低いレベルのものとして採点する。</p> <p>【0点】 ・記述がない場合には「0点」とする。</p>	5	2	10
(3) 地域との連携体制 (多職種連携含む)	現状や課題認識、事業の取組方針等について記載してください。	様式第8号-1 地域との連携体制について 様式第8号-2 地域の高齢者の実態把握・見守り活動について	・希望する箇域の現状を把握しているか ・連携体制構築に係る意義・必要性を理解しているか ・連携体制構築のための具体的な方策・対応が示されており、効果的な内容か ・地域における高齢者の実態把握・見守り活動の具体的な課題認識と方策が示されているか	<p>【4~5点】 ・本市にとって有益(※)な提案であれば高いレベルのものとして採点する。 (※)観点 ・評価項目に記載する業務以上の取組み及び特出すべき取組みの記載があつてはいるかどうか。</p> <p>【基準点:3点】 ・評価項目に記載する項目がすべて満たされれば基準点とする。</p> <p>【1~2点】 ・本市の期待を下回る提案であれば低いレベルのものとして採点する。</p> <p>【0点】 ・記述がない場合には「0点」とする。</p>	5	3	15
(4) 運営体制	開設日及び事務処理体制、緊急時の対応について記載してください。	様式第9号 運営体制	・運営体制、緊急時の対応及び事務処理体制が具体的に示され、その内容は的確で実現性が高いか	<p>【4~5点】 ・本市にとって有益(※)な提案であれば高いレベルのものとして採点する。 (※)観点 ・基本仕様書に記載する業務以上の取組み及び特出すべき取組みの記載があつてはいるかどうか。 ①祝日もしくは土日いずれも開設としている場合、もしくは仕様書で指定している開設時間よりも、1日あたり45分以上長く開設している場合 ②開設時間以外でも本市以外の電話に対応できる体制が記載されている場合</p> <p>【基準点:3点】 ・基本仕様書IVに記載する項目がすべて満たされれば基準点とする。</p> <p>【1~2点】 ・本市の期待を下回る提案であれば低いレベルのものとして採点する。</p> <p>【0点】 ・記述がない場合には「0点」とする。</p>	5	1	5
(5) 中立性・公正性の確保の考え方・取り組み	中立性・公正性に対する必要性や取組手法について記載してください。	様式第10号 中立性・公正性の確保の考え方・取り組み	・中立性・公正性の確保の必要性、手法が具体的に示され、その内容は的確で実現性が高いか	<p>【4~5点】 ・本市にとって有益(※)な提案であれば高いレベルのものとして採点する。 (※)観点 ・基本仕様書に記載する業務以上の取組み及び特出すべき取組みの記載があつてはいるかどうか。 ・名刺、パンフレット、チラシ、文書等に法人名を記載しない。 ・地域連携協議会で運営に関する検証等を行う。 ・利用者にとって最善となるよう、同一法人へのサービス提供を優先しない。 ・その他、法人に関する中立性、公正性の取り組みを実施している。等</p> <p>【基準点:3点】 ・基本仕様書IVに記載する項目がすべて満たされれば基準点とする。</p> <p>【1~2点】 ・本市の期待を下回る提案であれば低いレベルのものとして採点する。</p> <p>【0点】 ・記述がない場合には「0点」とする。</p>	5	3	15
(6) 個人情報保護の措置	個人情報保護の必要性や措置について記載してください。	様式第11号 個人情報保護の措置	・個人情報保護の意義及び必要性を理解し、個人情報保護のための適切な措置が示されているか	<p>【4~5点】 ・本市にとって有益(※)な提案であれば高いレベルのものとして採点する。 (※)観点 ・基本仕様書に記載する業務以上の取組み及び特出すべき取組みの記載があつてはいるかどうか。</p> <p>【基準点:3点】 ・基本仕様書VIに記載する実施する体制が満たされれば基準点とする。</p> <p>【1~2点】 ・本市の期待を下回る提案であれば低いレベルのものとして採点する。</p> <p>【0点】 ・記述がない場合には「0点」とする。</p>	5	3	15



技術提案書目次	記載依頼事項	備考(様式等)	評価基準	採点基準	評価点	加重点	配点
① 業務理解度			業務の目的、条件、内容を適切に理解しているか	・大変良い :5点 ・良い :4点 ・標準 :3点 ・やや不十分 :2点 ・不十分 :1点	5	3	15
取り組み姿勢			業務に対する取り組み意欲が強く感じられるか	・大変良い :5点 ・良い :4点 ・標準 :3点 ・やや不十分 :2点 ・不十分 :1点	5	3	15
プレゼンテーション能力			時間内にポイントを絞った説明ができているか	・大変良い :5点 ・良い :4点 ・標準 :3点 ・やや不十分 :2点 ・不十分 :1点	5	3	15
② 対応力			コミュニケーション能力、マネジメント能力、ファシリテーション能力等を有しているか	・大変良い :5点 ・良い :4点 ・標準 :3点 ・やや不十分 :2点 ・不十分 :1点	5	2	10
ヒアリング審査対する評価点					小計	55	
					合計	275	

※すべて仕様書を基準を満たした際の点数は165点となる。

※採点項目のうち、灰色着色項目については事務局にて採点を行うもの。